

評価委員からの寄稿

IRの見える化

秋田県立大学副理事長 高橋 誠 記

平成30年5月から、秋田大学評価・IRセンター評価委員を務めております。秋田大学の重要な委員会に参画させていただくのは大変光栄なことと考え、上田センター長からの要請をお受けしました。唯一の外部委員という立場を心得ながら出席するようにしていますが、丁寧に情報を積み上げて作成された資料と、ペーパーレスでの手際の良いセンター長の議事運営に、いつも感銘を受けております。

私がIR (institutional research) を初めて知ったのは、平成26年になってからです。文科省の同僚が、自らまとめたIRをテーマとするペーパーを読ませてくれました。大切な機能ではあるが、リサーチというほどの大業なものではないだろうとの印象を持ったことを鮮明に覚えています。2年間、高等教育から離れていたとはいえ、某国立大学、某国立高専で評価委員会をまとめた経験がある者としては、認識不足だったと思っています。

IRの用語について、中教審の「大学のガバナンス改革の推進について」(平成26年2月)では、「教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究」とされていますが、どのような組織であっても、EBPM (Evidence-based Policy Making) 的手法の重要性は共通であり、IRは、大学関係者が日常業務で実践し、その必要性についてそれぞれに意識していたことを、共有化し、見える化する便利な用語と考えることができるかもしれません。

大学設置基準の大綱化は、大学の自由裁量の幅を広げ、その後、質保証の仕組みについても「事前規制から事後チェックへ」という方針になりました。その先に、教育の質保証の枠組や進め方を法令で規定したり、認証評価の基準を通じて義務化する方向があるようです。第3期の認証評価の基準に必須として省令化された「大学における教育研究改革等の見直しを継続的に行う仕組(内部質保証)」は、中教審の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月)においても重要な課題とされ、「教学マネジメント指針」のとりまとめへと進んでいます。平成28年度から始まる中期計画で、IRに言及した国立大学法人は、それまでの1法人から69法人に急増したという国立情報学研究所の調査結果があり、こうした流れからも、さらに増加しているものと想像します。

教育の質保証のために、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシーを定め、これらの実現を担保する仕組みとこれを支えるIR機能を整備する方向は、論理的に正しいと思います。しかし、認証評価機関から「評価基準を満たしている」という評価を得る必要要件だから機能を整備するという方向では、コスト意識が高まってしまいます。社会学者のマーチン・トロウが言う高等教育の進学率が50%未満のエリート、マス時代に学生生活を送った者の感想として、ユニバーサル時代に入った学生が、論理的に正しい大学教育の質保証の仕組みを、積極的に受け止め、主体的に学修に取り組むことになれば素晴らしいことだと思っています。

秋田県立大学でも、昨年7月からIR推進センターを設置し、私がセンター長を務めます。秋田大学の運営に学びながら、機能の充実に努めていきたいと考えております。